

福岡県ソフトテニス連盟
生涯スポーツ委員会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本委員会は、福岡県ソフトテニス連盟規約第21条第6項に定める生涯スポーツ委員会(以下「委員会」という。)といい、福岡県ソフトテニス連盟(以下「本連盟」という。)内に設置する。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、次に掲げるところに置く。

〒837-0903 大牟田市大字宮崎 1255-1

永江 正行

0944-58-3592

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本委員会は、地域及び職域等において、ソフトテニスを、生涯スポーツとして、振興を図り、福岡県民の健康・体力の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本委員会は、第3条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 各ライフステージにおいて、生涯スポーツとしてのソフトテニスに関する事業の実施及び奨励に関すること
- (2) その他生涯スポーツ委員会が必要と認めた事業
- (3) 理事長からの指示によるもの

第3章 組 織

(委 員)

第5条 本委員会は、次の委員をおくことができる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 会 計 2名以内
- (4) 委 員 5名以内

第4章 委員の選任

(委員選任)

第6条 本委員会の委員の選任は次の通りとする。

- (1) 委員長 理事長の推薦に基づいて総会の決議により会長が委嘱する
- (2) 副委員長 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する
- (3) 会計 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する
- (4) 委員 委員長の推薦に基づいて理事長が委嘱する

第5章 委員の任務・任期

(委員の任務)

第7条 本委員会委員の任務は次の通りとする。

- (1) 委員長 委員長は、本委員会を代表し、会長の命を受けて職務を執行する
- (2) 副委員長 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する
- (3) 会計 本委員会の予算に基づき、会計事務を職務する
- (4) 委員 委員会を組織し、職務を執行する

(委員の任期)

第8条 本委員会の委員の任期は、本連盟規約第16条1項に準じる。

第6章 委員会

(委員会)

第9条 本委員会の運営は、次の通りとする。

- (1) 委員会は、必要に応じ委員長が召集する
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席で成立する
- (3) 委員会の議長は、委員長もしくは、委員長の指名者が行う
- (4) 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する
- (5) 委員会は、委員長が必要と認めた場合、理事長及び、有識者の出席を認める
- (6) 急を要する議事、もしくは委員長が必要と認めた場合、委員長及び、副委員長の会議で決議することができる
- (7) 委員会決議事項は、常任理事会で承認された後施行する

第7章 会計

(資産の管理)

第10条 資産の管理及び会計は、福岡県ソフトテニス連盟規約第23条2項に準

ずる。

(経費の支弁)

第11条 本委員会の事業遂行に要する経費は、本委員会の資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第12条 本委員会の事業計画及び収支予算は、毎会計年度前に委員会で作成する。

(会計年度)

第13条 本委員会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第14条 本委員会の規約の変更は、委員会の3分の2以上をもって決議し、常任理事会の承認を要す。

附則

(施行期日) 平成29年 2月 5日